

「学労川崎」=学校事務職員労働組合神奈川川崎支部より 組合紹介と相談・加入に関するご案内

○学労川崎は学校事務職員のための組合です
「学労川崎」=学校事務職員労働組合神奈川川崎支部は、川崎市立学校の事務職員でつくる労働組合です
「自らの労働条件は自らの手で」を合い言葉にした学校事務職員のための労働組合で、学校事務職員の労働条件・労働環境を改善・向上させるとともに、より良い行政・学校運営を目指し、川崎市教委当局との労使交渉や組合員職場における課題解決、組合員間での助け合い、ニュース発行や社会的発信などの取り組みを自立的・主体的に展開しています。

川崎の学校現場では川崎市教職員組合（川教組：日教組加盟）が最大組合ですが、これとは主張や立場を異にし、組合員の自発性に基づき運営する独自・独立組合です。

小さな組合ですがその小回りの良さを生かし、風通しが良く組合員ひとりひとりの意見を尊重する組合、組合員ひとりひとりの困りごとに寄り添う組合、組合員みんなで支え合える組合です。

○労働組合だから出来ること

私たち労働者は労働組合をつくりこれに加入することで、自分たちの権利を守り、労働条件をより良くすることが出来ます。

雇う人を決め給与額を決められる立場にある雇用主に対して、その給与により生活を成り立たせなければならない労働者はひとりひとりでは弱い立場にあります。これは民間に限った話ではなく、処分の濫用や雇い止めの横行、ハラスメントや過剰業務の押しつけ、評価賃金制度の導入・強化といった形で、私たち公務職場でも同様の問題があります。

そうした問題に対し労働者同士が、お互いを守り合い雇用主の不当な施策や言動を正し、全体の労働条件向上に向けて協力し取り組むのが、労働組合です。

日本の労働法制の基本は、労働組合の存在が前提。「労使交渉」も個人ではなく労働組合に対して保障しています。私たち地方公務員についても同様に、自治体当局は労働組合（地方公務員法上は「職員団体」）から

の適法な交渉申し入れがあった場合、応じる義務があります。私たち学労川崎も、そうした仕組みに基づいて市教委当局や校長と交渉を行っています。

○問われる労働組合の意義と現在

そんな労働組合ですが中には本来の役割を放棄し、労働者の立場に立つことなく逆に雇用主の代弁者とさえ映るような組合も少なくありません。

たとえ規模は大きくとも、本来の役割を投げ捨てた「労働組合」は雇用主にとって、長時間労働も業務負担増も労働条件の切り下げも不正行為の強要も、そして首切りさえも、労働者の代表の名の下に承認・黙認してくれる都合のいい存在。逆に私たち労働者が頼りにできる労働組合ではありません。

大きな労働組合だからといって頼りになるわけではないのは公務職場でも同じ。当局との親密さばかりをアピールしまともな要求・交渉ひとつできない組合、多数職種の利益を優先し少数職種の権利を置き去りにする組合、組合員の意見ではなく校長会や管理職組合の意向で方針を決める組合、労働条件改善を労使交渉ではなく選挙活動に求める組合…。そんな川教組のような組合に入っても意味はありません。当局にただ従うのではなく労働者の立場に立ち、言うべきことを言い正すべきことを正す、頼れる労働組合が必要です。

○学労川崎は労働条件でも職場の課題でも 頼れる労働組合です

学労川崎はこれまで、一方的な業務押し付けを許さない取り組みや事務室設置などを進め、成果をあげてきました。

学校事務職員の業務負担は年々増大しています。学労川崎はそれに対し唯々諾々と受け入れることなく、業務負担増に反対して市教委当局や校長との間で交渉を尽くし、何度も押し戻してきました。

また、職場では少数である事務職員は、過重な業務負担や雑用を押し付けられたり、事務室を物置や通路代わりにされたり、不正常な業務執行を強いられたりする

ことも少なくありません。パワハラや嫌がらせに発展する場合もあります。

学労川崎はそうした相談に対し、事務職員の立場に立つ労働組合として、当事者に寄り添い問題解決に取り組めます。校長と交渉を持ち解決に導いた実績も多く、職場での規定力もある組合です。

○具体的な取り組み

主要な取り組みは労働条件に関する市教委当局との交渉です。賃金や休暇等の権利の向上、人事基準の改善、業務負担軽減のための具体的な提案など、様々な課題に取り組んでいます。

近年で最大の課題となったのは、学校事務職員の人事異動年数を7年から3年に短縮するという異動基準の一方的改悪への対応です。川教組が反対ひとつせず受け入れる中、多くの事務職員の「反対」の声を背に受け取り組み、1年半近くにわたり労使交渉を拒否し続けた市教委当局の法的誤りを追及し、ついに将来にわたる同課題での労使交渉実施を確認しました。異動基準そのものの復元や改善には至っていませんが、「交渉なくして改善なし」。対市教委当局で実効性のある交渉を持てるのは、学労川崎において他にありません。

また、学校現場での過重または不当な業務の押しつけやパワハラ・暴言・性分業などのハラスメントに対しては、組合として責任を持って対応します。個人ではなく組合として対応することで個々の組合員を守るとともに、役員が当該の学校に出向いて校長交渉を持ち、課題解決に導きます。

全国的に進められている「学校事務の共同実施」＝「共同学校事務室」やそれにつながりかねない施策（川崎では「学校業務相互支援事業」）については、学校事務の人員削減やセンター化や外部委託、ひいては廃職につながるもので、強く反対しています。川教組はこの施策を推進していますが、学校事務の未来を閉ざし雇用を破壊する施策を推進するのは理解に苦しみます。

事務室は1980年代の学労川崎結成当初から、強力に取り組んだ成果により得たものです。それまで川教組は事務室設置に動くことなく、川崎の事務室設置率は1割にも満たない状況でした。それに対し学労川崎は「全ての学校に事務室を！」と謳い最重要課題として取り組み、ほぼ全校への設置を勝ち取りました。しかし

個々に見ると環境が後退している学校もあり、引き続き取り組んでいます。

有期雇用公務員の無期雇用転換実現を目指す取り組みにも力を入れています。川崎の学校事務職員の中には多くの有期雇用職員（臨時的任用・任期付職員）がおり、中には10年以上勤続している方も少なくありません。民間企業ならとくに無期雇用転換の対象になる方々。公務職場でも無期雇用転換実現は社会的要請です。組合役員には臨時的任用職員も就いています。

○学労川崎の特徴

◇特定の上部団体や支持政党・議員を持ちません。

個々の組合員の意思に基づき、労働者の立場に立つ組合活動・労働運動を進めています。

◇労働強化・業務負担増に反対します。学校事務職員への業務負担増に対し唯々諾々と受けることはせず交渉を尽くし、新業務導入の動きを何度も押し戻してきました。

◇学校事務職員のための労働組合です。少数職種の事務職員は、弱い立場に置かれがち。困ったことや苦しい立場にあるとき、疑問に思うことがあるとき、相談に乗り対応します。改善のため、校長との交渉にも積極的に取り組みます。

◇学校事務職員の要求や提案を直接、市教委当局や校長に届けられることができる組合です。川教組事務職員部には単独での交渉権はなく、学校事務の課題であっても教員が大多数である川教組本部の承認と同席のもとでしか交渉を持つことはできません。学労川崎にはそうしたしがらみはなく、学校事務職員の願いをストレートに訴えることができる組合です。

◇学校事務職員労働組合神奈川を通して、他県の学校事務職員の労働組合と「全学労連」を構成し、全国的な学校事務職員課題に取り組んでいます。また県内の他の公務・民間労組とともに「神奈川県共闘」を構成し、相互に支援・連帯し合っています。

○学労川崎への疑問に答えます

Q:なぜ川教組とは別に組合をつくっているのですか？

A:川教組では教員が圧倒的多数で、学校事務職員はごく少数。考え方や取り組みも教員中心です。そうした姿勢は2022年度の年次有給休暇制度改善にあ

たり、教員と栄養職員のみ改善し事務職員は置き去りのまま労使合意したことで露わになりました。
もともと教員と事務職員とでは、賃金も職務内容も業務サイクルもまったく違います。そのため、事務職員の労働条件は事務職員自身の手で改善するしかないと考え、別組合を組織しています。

また、前述の通り「共同実施」などでの主張の違いや労働組合としての取り組み姿勢における自立性・自発性の差も、別組合である理由です。

Q:川教組より組合員が少ないのはなぜですか？

A:増えてほしいですね(笑)

ひとつには学校事務職員だけの組合ですから、同じ職場の分会長などが直接勧誘できる川教組に比べ接点が限られるという点があります。もうひとつに、川教組しか組合がなかったところ別に結成したので、川教組から悪宣伝をされた過去があります。そういった影響もあり、多数となることが出来ていません。

私たちとしては、主張や立場が間違っているから少数に留まっているわけではないと考えています。また、少数だからこそ組合員ひとりひとりに寄り添った活動ができるという良さもあります。

Q:小さな組合に加入すると職場や学校事務職員の間で浮いたり孤立したりしませんか？

A:杞憂です。職場の教員たちは川教組に加入しているかもしれませんが、多くは「周りが入っている」「先輩に入れと言われた」「訳の分からないうちに入られた」といった経緯なのが実態。組合への所属意識も薄く、事務職員が他の組合に入っているからといってどうこう言ってくる教員はめったにいません。

事務職員同士でも、学労川崎に入っているという理由で偏見を持つ人はごく一部。川教組が最大組合とは言え、いずれの組合にも加入していない人も多くいます。いずれにせよ、組合所属に関係なく仲良し同士は仲良し同士です。そもそも、加入組合を理由に個人に対して仲間外れにしたりするなんて陰湿なことは、まともな人ならすることではありません。

Q:組合活動で忙しくなりませんか？ 私生活を優先したいので、ほとんど参加できないと思いますが。

A:活動はいずれも任意。組合員には様々な活動・取り組みへの参加を呼びかけますが、強制的な「動員」などは一切ありません。そのうえで、会議等への直接の参

加が難しくともLINE等を利用して情報を共有し、意見を取り入れるなどしています。そうした形で育児と役員を両立している組合員もおり、各自のできる範囲・できる形を尊重し幅広く様々な参加の仕方を設けています。

Q:組合費を払ってまで加入する意味はあるのでしょうか？

A:決して高いとは言えない私たちの給料。そこから組合費をわざわざ払うことに二の足を踏む気持ちはよくわかります。

ただ、私たち学校事務職員はひとりひとりでは決して強い立場とは言えません。市教委当局に人事を握られ、職場では学校事務についてよくわかっていない教員出身の校長・教頭から無理難題を振られ、さらに圧倒的多数である教員らの集団圧力にさらされて、意に沿わない働き方や対応を強いられる。そういったことは珍しくありません。

学労川崎は、そんな事務職員が互いに支え合い助け合って、安心して気持ちよく働いていける労働環境を自ら作り出していくための団体です。ただお金を取るだけでなく、行動力のある頼れる組合です。

また、日常的にも仕事についてわからないことを聞き合ったり、ちょっとした困りごとから愚痴まで、ざっくばらんに連絡しあっています。仕事つながりでありながらも自由で平等な関係性を持てるのは労働組合ならでは。そうした関係性を持つことは、日々の働きやすい環境につながります。

決して無意味な出費にはならないと考えます。

○加入について

◇月々の組合費は、常勤は給料額に応じて3,500円または5,000円。臨時的任用・任期付職員は2,500円。再任用職員は4,000円です。

◇加入される方や検討している方、まずは話を聞いてみたいという方、相談したいことのある方は、下記連絡先までお気軽にご連絡ください。

>>> 連絡先 <<<

E-mail:shino3628@gmail.com

あなたの「おかしいな」はみんなの「おかしいな」
困ったこと・苦しいこと・疑問に思うこと 職場であったこんなこと
学労川崎にお気軽にご相談ください

- | | |
|---|---------------------------|
| ○定時で帰れない／帰らせてもらえない | ○そもそも定時を教えてもらっていない |
| ○休憩時間を取れない | ○そもそも休憩時間を教えてもらっていない |
| ○残業代を請求させてくれない | ○そもそも残業代の請求方法を教えてもらっていない |
| ○相方の学校事務職員は上司？命令は絶対？ | ○他校の事務職員から指示・命令を受けた |
| ○仕事が多すぎる／仕事を教えてもらえない | ○学校事務の仕事に専念させてもらえない |
| ○雑用要員のような役割が割り当てられている | ○「男だから／女だから」の役割分担がある |
| ○怒鳴ったり人格否定する「指導」を受けた | ○職種を理由に軽んじる発言や対応があった |
| ○理不尽な業務命令や説教を受けた | ○校長から川教組に入るよう言われた |
| ○よくわからない団体に勝手に入れられた | ○よくわからないまま口座引落とし手続きをさせられた |
| ○通学路当番・挨拶運動・部活顧問・委員会顧問・クラブ顧問は学校事務職員の仕事？ | |

ホームページ・SNSでも発信中

学校事務職員労働組合神奈川公式HP
ニュース「学労川崎」バックナンバーも掲載
<https://gakurou.gjpw.net/>

twitterで学校事務労働運動の取組を発信
川崎の情報も速報しています
@it_zgrr

※団体加入に関するご注意※

採用時、いろいろな団体への加入が案内されます。互助会に振興会、親睦会、男子会・女子会・旅行会、PTA、共済組合、川教組、研究会、弘済会……。いずれも会費や費用がかかりますが、どれも入らなければならないのかと疑問に思う方もいるでしょう。

このうち入らなければならないのは共済組合だけ。組合と言ってもこれは任意の団体ではなく、公的社会保険（年金や健康保険証）を所管する機関です。

これに対して互助会、振興会、親睦会、男子会・女子会・旅行会、PTA、研究会、弘済会は任意団体ですので、入るも入らないもやめるも自由。川教組は労働組合のひとつで、学労川崎が別に存在しているように、これも加入は自由です。

中には会の内容や会費の説明もせず任意であることも伝えないまま、共済組合や給与事務手続きに紛れ込ませて、あるいは場の空気で、加入の手続きをさせたり勝手に加入扱いにするという悪質な例もあります。4月の多忙や採用直後の数多の書類の流れ作業にまぎれて、意に沿わない団体加入や出費を強いられないよう、よく考えて決めましょう。こうした事案が生じた場合や、一旦は加入してしまったけどやめたという場合にも、学労川崎にご相談ください。